

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 救急医療機関の協力申出の撤回……………（保健医療局医療政策部救急災害医療課）…三
- 都道の供用開始……………（建設局道路管理部路政課）…三
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…五
- 警察署協議会委員の委嘱……………五
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可の取消し（二件）……………五
- 都市計画の案（三件）……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部調整課）…六

告示

- 東京都告示第九百七十二号
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年九月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区八潮三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

●東京都告示第九百七十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第二項の規定に基づき、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

令和六年九月二十日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 所 在 地 撤回年月日

医療法人啓仁会吉 武蔵野市吉祥寺南町 令和六年八月
祥寺南病院 三丁目十四番四号 三十一日

●東京都告示第九百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年九月二十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年九月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 境調布

二 供用開始の区間 調布市上石原一丁目三十一番二十四
地先から同所三十番十地先まで

三 供用開始の概要 別図表示のとおり

四 供用開始の期日 令和六年九月二十日

別図

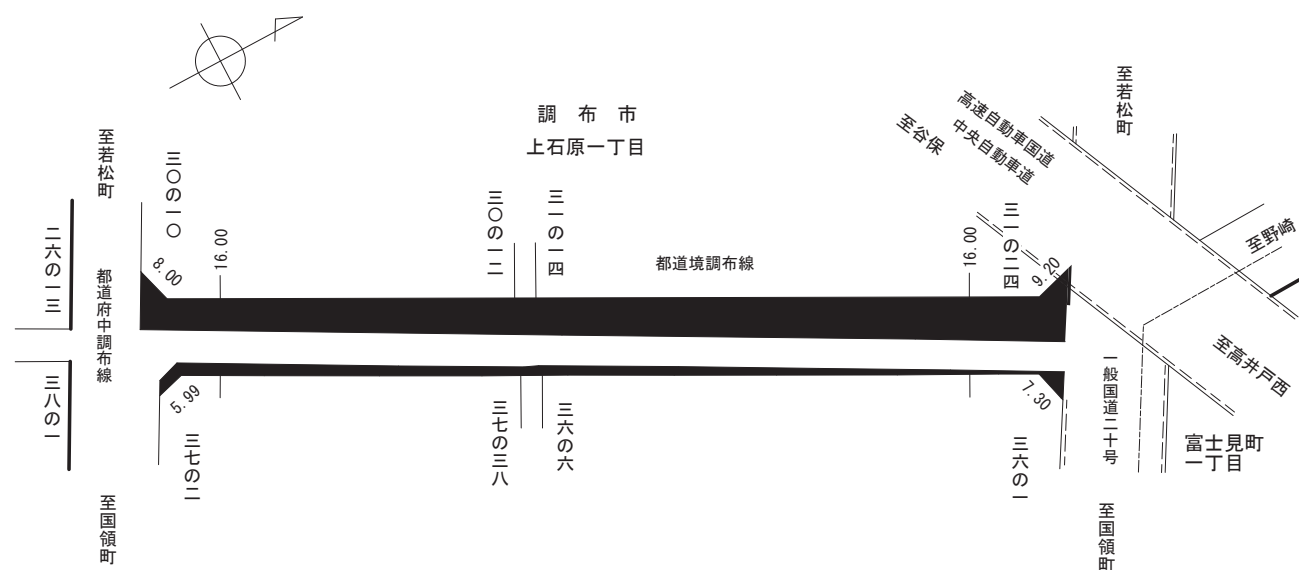
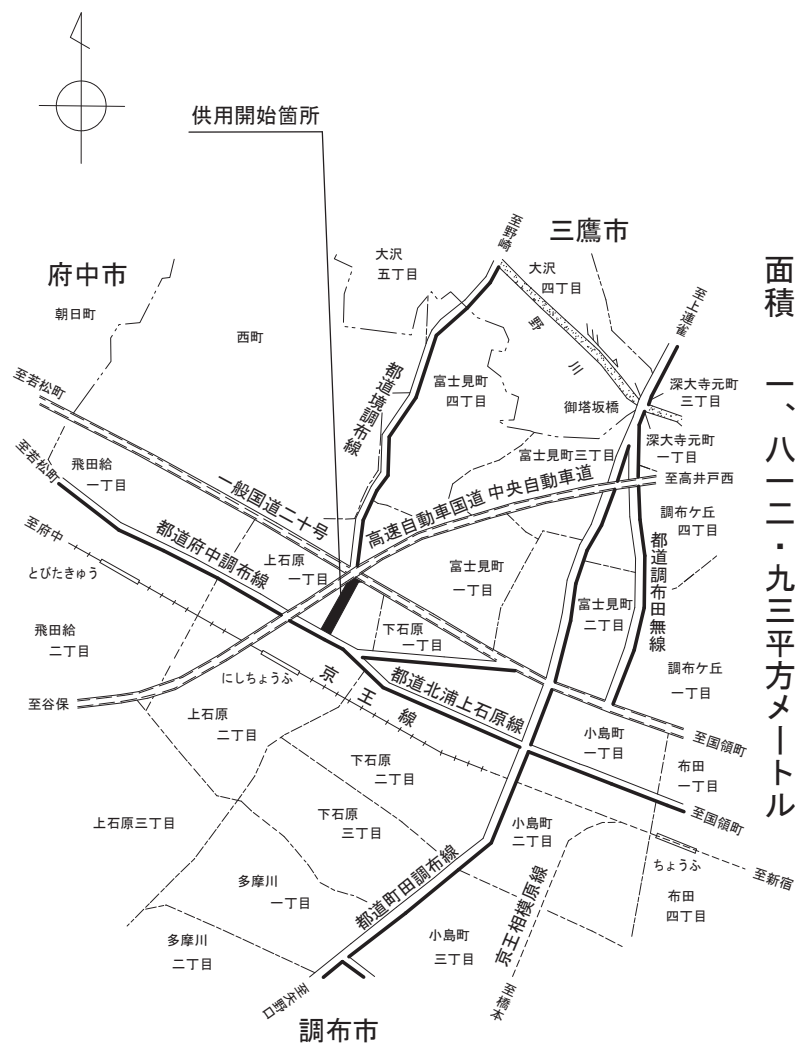
都道境調布線供用開始略図
調布市上石原一丁目地内

高速自動車国道・一般国道

市道

供用開始区域

延長 一九八・七〇メートル
面積 一、八二・九三平方メートル



●東京都告示第九百七十五号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。 その関係図面は、令和六年九月二十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。 令和六年九月二十日 東京都知事 小 池 百合子 一 路線名 境調布 二 占用を制限する区間 調布市上石原一丁目三十一番二十四地先から同所三十三番十地先まで 三 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。 四 占用を制限する理由 占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため 五 占用の制限の開始の期日 令和六年九月二十一日 告 示（公）									
●東京都公安委員会告示第308号 警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第3項の規定により、令和6年9月6日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。 令和6年9月20日 東京都公安委員会 <table><tr><td>警察署協議会名</td><td>氏 名</td></tr><tr><td>警視庁赤坂警察署協議会</td><td>高 野 香 代</td></tr><tr><td>警視庁尾久警察署協議会</td><td>矢 野 智 子</td></tr></table> 記		警察署協議会名	氏 名	警視庁赤坂警察署協議会	高 野 香 代	警視庁尾久警察署協議会	矢 野 智 子		
警察署協議会名	氏 名								
警視庁赤坂警察署協議会	高 野 香 代								
警視庁尾久警察署協議会	矢 野 智 子								
●東京都公安委員会告示第309号 次の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第8条第3号の規定に該当するに至ったので、令和6年8月9日風俗営業の許可を取り消した。 おって、被処分者の所在が不明のため通達できないので、この告示をもって通達に代える。 令和6年9月20日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記 1 被処分者の営業所の所在地及び名称並びに氏名又は法人名称 (1) 品川区東五反田五丁目26-6 根岸ビル2F 「クラフ白」 猿田 ヨキ (2) 品川区東五反田二丁目3番2号 五反田ヒサモトビル6階 「麻雀クラブふじ」 有限会社フジ・コーポレーション		ヨシ (3) 板橋区志村三丁目24-6 「南風」 松長 憲男 (4) 港区新橋六丁目5-5 新生ビル1階 「ビックラエル」 四国商事株式会社 (5) 港区西新橋二丁目25番7号 「麻雀フミーズ」 阿部 公子 2 処分事由 正当な事由がなく6月以上休業 3 その他 (1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁生活安全部保安課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 (2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査							

請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができます。）。 (2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	都に対して意見書を提出することができます。 令和六年九月二十日 東京都知事 小 池 百合子 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域区計画 東京都都市計画区計画 六本木・虎ノ門地区地区計画 追加する部分 港区虎ノ門四丁目及び赤坂一丁目各地内 変更する部分 港区六本木一丁目、六本木三丁目、虎ノ門四丁目、虎ノ門五丁目及び麻布台一丁目各地内 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び港区役所 公告の日から二週間 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課
●東京都公安委員会告示第310号 次の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第8条第4号の規定に該当するに至ったので、令和6年8月9日風俗営業の許可を取り消した。 おって、被処分者の所在が不明のため通達できないので、この告示をもって通達に代える。 令和6年9月20日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明	記 1 被処分者の営業所の所在地及び名称並びに氏名 北区赤羽一丁目36番7号 第3ヒロビル2階201号室 「Club F e l i c e l」 高山 慶大 2 処分事由 3月以上所在不明 3 その他 (1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁生活安全部保安課経由）に対して	都市計画の案について 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。 なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。 令和六年九月二十日 東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域 東京都市計画地区計画 広町地区地区計画 品川区広町二丁目、大井一丁目及び二葉一丁目各地内 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び品川区役所 公告の日から二週間 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 都市計画の案について 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道に係る都市計画の案を次のように公告する。 なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。 令和六年九月二十日 東京都知事 小池百合子 都市計画の種類 多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道	
多摩川右岸南多摩流域下水道 追加する部分 多摩市連光寺五丁目、聖ヶ丘二丁目、聖ヶ丘二丁目、馬引沢一丁目、馬引沢二丁目、諏訪一丁目、永山一丁目及び貝取一丁目各地内 削除する部分 多摩市連光寺五丁目、聖ヶ丘二丁目、馬引沢一丁目、馬引沢二丁目、諏訪一丁目、永山一丁目及び乞田各地内 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び多摩市役所 公告の日から二週間 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課	二 縦覧場所 三 縦覧期間 四 意見書の提出先

